

役員等の報酬並びに旅費支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人守幸会（以下「法人」という）役員等（以下「役員等」という）の費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(費用弁償)

第2条 役員が社会福祉法人守幸会理事会運営規程等に基づき理事会に出席した場合は、出席1回につき費用弁償として、5,000円を支給する。(委任状・書面評決等で出席した場合は支給しない)

但し、法人より給与を受けている者には支給しない。

2. 役員等が評議員会・評議員選任・解任委員会・第三者委員会等に出席した場合は、出席1回につき費用弁償として、5,000円を支給する。(委任状・書面評決等で出席した場合は支給しない)

但し、法人より給与を受けている者には支給しない。

3. 役員等が法人の用務のため出張するときは、旅費を支給する。

4. 前項の規程により支給する旅費及びその支払方法については、理事長が別に定める。

5. 役員のうち法人業務を行う理事長に対しては理事長報酬を年額500万円以内とし支給する。

6. この第1項及び第2項で同日・同場所で複数の会議に出席した場合の費用弁償の支給は、1回とする。

7. 監事と法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約（顧問弁護士・顧問税理士・顧問会計士等）をする場合5万円/月以内とし支給する。

(改正)

第3条 この規程は、理事会の議決を得てから改正する。

(役員等の解釈)

第4条 役員等は、理事・監事・評議員・評議員選任・解任委員・第三者委員をいう。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年12月1日 改正

令和3年3月13日 改正